

札幌弁護士会・法テラスによる無料法律相談

日時 12月2日、9日、16日、23日、1月6日
(いずれも木曜) 13時30分～15時30分
1日4件相談可能(1件30分)

会場 いきいき4♥6
※9日は竹浦コミセンで行います。

相談料 無料(要予約)

詳細 生活環境課 町民生活グループ
☎82-2265

町地域支援員の「出張支援窓口」開設日(12月)

地域支援員が地域に出向き、町内会や町民活動団体の運営などに関する課題解決の支援を行います。

日時 虎杖浜公民館 14日(火)、23日(木)
竹浦コミセン 9日(木)、21日(火)
萩野公民館 7日(火)、16日(木)
各開設日ともに13時30分～15時30分

詳細 町民まちづくり活動センター
☎82-4253

普通救命講習会

日時 12月21日(火) 18時～21時

会場 消防庁舎 2階大会議室

内容 普通救命講習(AEDを用いた心肺蘇生法、止血法)

定員 5名 ※事前申し込みが必要です。eラーニングの受講希望者は連絡してください。

詳細 消防署 ☎83-1119

サクラマスの船釣り 12月15日解禁

制限期間は、12月15日(水)～令和3年3月15日(火)の3カ月間です。サクラマスの船釣りにはライセンスが必要です。申請や海域、時間などは下記まで問い合わせしてください。

詳細 胆振海区漁業調整委員会事務局
(胆振総合振興局水産課内)
☎0143-24-9812

固定資産税の届け出をお忘れなく(建物)

固定資産税は、1月1日現在の所有者に1年分(全額)課税されます。家屋を取り壊した時は次の手続きをしてください。

◆減失登記

不動産登記法により登記を行っている『登記家屋』は、法務局で減失登記申請をすると、これに基づき当該家屋については翌年度より課税されません。

◆減失登記申請をしない家屋の取り壊し

未登記家屋を取り壊した場合や登記家屋でも取り壊し後減失登記をしなかった場合、その確認が出来ずに課税される場合があります。このような時には、必ず税務課に『家屋減失届出書』を提出してください。取り壊した家屋に関する固定資産税は、翌年度から課税されません。また新たに車庫や物置を建てた場合や建て替えた場合は課税対象になりますので、届け出してください。

詳細 税務課 資産税グループ
☎82-2659

上手に利用 ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品は「後発医薬品」とも呼ばれ、新薬(先行医薬品)の独占販売期間が終了した後に販売が許可される医療用医薬品のことです。

有効主成分やその含有量は新薬と同じで、品質、安全性が同等と見なされています。安価で提供されるため、医療費の節約につながります。特に、高血圧や糖尿病などの慢性疾患で長期にわたり服用の必要がある方にとっては、経済的メリットが大きくなります。まずは、医師・薬剤師に相談して上手に利用しましょう。

詳細 町民課 国保・年金グループ
☎82-2325

JP 日本郵便

「ゆうパックスマホ割アプリ」



基本運賃から180円割引!
あて名ラベル手書き不要!
旅行時にコンビニ・郵便局等を受取場所に指定できる!

『住民票などの「公的証明書」を以下の郵便局でお取りいただけます。
【取扱郵便局】 虎杖浜郵便局 ☎(0144) 87-2278 竹浦郵便局 ☎(0144) 87-2901
社台郵便局 ☎(0144) 82-2596 萩野郵便局 ☎(0144) 83-2900



ぽすくま
© JAPAN POST Co., Ltd.